

令和3年度
第4回 球磨川水系学識者懇談会
説明資料

「河川整備計画(案)」の作成にあたって
関係住民の意見を反映させるために必要な措置について

令和4年3月28日

国土交通省 九州地方整備局
八代河川国道事務所
熊本県 土木部 河川港湾局
河川課

関係住民の意見を反映させるために必要な措置について

河川法第16条の2第4項

河川管理者は、前項に規定（河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認める時は、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

→関係住民の意見を反映させるために必要な措置を実施する。

実施方法(案)

【公表のタイミング】

○4月初旬を目途に、

第4回学識者懇談会での委員からの意見を踏まえた「球磨川水系河川整備計画（原案）」を公表。

【公表方法】

○球磨川流域12市町村の閲覧場所及びホームページで公表。

○公表に際しては、記者発表、ホームページ、新聞掲載等による周知を実施。

○河川整備計画（原案）の内容を理解を深めることを目的とし、

河川整備計画（原案）の概要パンフレットを公表、説明動画上映※を実施。

※閲覧場所における説明動画上映は、設置場所の都合等により上映できない場合があります。

【意見聴取方法】

①パブリックコメントによる意見聴取

対象者：球磨川流域12市町村にお住まいの方を中心に募集

②公聴会の開催による意見聴取

対象者：球磨川流域12市町村にお住まいの方

関係住民の意見を反映させるために必要な措置について

①パブリックコメントによる意見聴取

- 意見聴取対象 : 「球磨川水系河川整備計画(原案)」
- 意見聴取方法 : 意見箱※、インターネット(八代河川国道事務所HP、熊本県HP)、郵送 ※意見箱は閲覧場所に設置
- 意見聴取期間 : 球磨川水系河川整備計画(原案)公表後の約1ヶ月

■ 閲覧場所(案) 31箇所

※募集期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除いて閲覧できます。

	場 所	住 所	備 考
国土交通省	八代河川国道事務所	熊本県八代市萩原町1丁目708-2	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	八代河川国道事務所八代出張所	熊本県八代市麦島東町1-2	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	川辺川ダム砂防事務所	熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	川辺川ダム砂防事務所ダム第一出張所	熊本県球磨郡五木村小八重894-10	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	川辺川ダム砂防事務所ダム第二出張所	熊本県球磨郡五木村甲字浜野116-1	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	八代復興事務所	熊本県八代市上日置町4478-1	閲覧時間は、8時30分～17時15分
熊本県	熊本県庁(本館1階)	熊本市中央区水前寺6-18-1	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	県南広域本部(4階土木部内)	熊本県八代市西片町1660	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	芦北地域振興局(1階ロビー)	熊本県葦北郡芦北町芦北2670	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	球磨地域振興局(2階玄関ロビー)	熊本県人吉市西間下町86-1	閲覧時間は、8時30分～17時15分
八代市	八代市役所(本庁舎1階情報プラザ)	熊本県八代市松江城町1-25	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	八代市役所坂本支所	熊本県八代市坂本町坂本1051-2	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	八代市役所千丁支所	熊本県八代市千丁町新牟田1502-1	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	八代市役所鏡支所	熊本県八代市鏡町内田453-1	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	八代市役所東陽支所	熊本県八代市東陽町南1105-1	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	八代市役所泉支所	熊本県八代市泉町柿迫3130	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	八代市坂本コミュニティセンター	熊本県八代市坂本町荒瀬1307	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	人吉市	人吉市役所仮本庁舎	熊本県人吉市下城本町1578番地1
芦北町	芦北町役場	熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015	閲覧時間は、8時30分～17時15分
錦町	錦町役場	熊本県球磨郡錦町大字一武1587	閲覧時間は、8時30分～17時15分
あさぎり町	あさぎり町役場	熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	あさぎり町役場深田支所	熊本県球磨郡あさぎり町深田西955-1	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	あさぎり町役場須恵支所	熊本県球磨郡あさぎり町須恵1227	閲覧時間は、8時30分～17時15分
多良木町	多良木町役場	熊本県球磨郡多良木町多良木1648	閲覧時間は、8時30分～17時15分
湯前町	湯前町役場	熊本県球磨郡湯前町1989-1	閲覧時間は、8時30分～17時15分
水上村	水上村役場	熊本県球磨郡水上村大字岩野90	閲覧時間は、8時30分～17時15分
相良村	相良村役場	熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1	閲覧時間は、8時30分～17時15分
	相良村役場四浦出張所	熊本県球磨郡相良村大字四浦東2893-2	閲覧時間は、9時00分～15時00分
五木村	五木村役場	熊本県球磨郡五木村甲2672番地7	閲覧時間は、8時30分～17時15分
山江村	山江村役場	熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1	閲覧時間は、8時30分～17時15分
球磨村	球磨村役場	熊本県球磨郡球磨村 大字渡丙1730番地	閲覧時間は、8時30分～17時15分

関係住民の意見を反映させるために必要な措置について

①パブリックコメントによる意見聴取

■ ホームページに設置する意見募集コーナー（案）（八代河川国道事務所HPでの募集イメージ）

【ホームページのイメージ】

【意見入力フォームのイメージ】

九州地方整備局 八代河川国道事務所
国土交通省 Yatsushiro River and National Highway Office

文字サイズ

□ 球磨川水系河川整備計画（原案）に対する意見を募集します。

<p>～公聴会公述人募集～</p> <p><input type="button" value="公聴会での公述人を希望される方はこちら"/></p> <p>【公聴会会場】</p> <p>(〇〇市) 場所： 〇〇公民館 日時： 〇月〇日〇時～</p> <p>(〇〇町) 場所： 〇〇公民館 日時： 〇月〇日〇時～</p>	<p>～河川整備計画への意見募集～</p> <p><input type="button" value="河川整備計画（原案）に対する意見はこちら"/></p> <p>【閲覧場所】</p> <p>(〇〇市) 〇〇事務所、 〇〇市役所 (〇〇町) 〇〇町役場、 〇〇公民館</p>
--	---

球磨川水系河川整備計画（原案）に対するご意見

国土交通省八代河川国道事務所では、球磨川の今後30年間の川づくりのための計画（球磨川水系河川整備計画）を現在検討しています。つきましては、この計画案の作成にあたり、原案を公表しておりますので、本原案に対して地域の皆様のご意見をお寄せ下さい。

令和4年〇月〇日まで、ご意見を受け付けております。

以下の入力フォームにご意見等をご記入いただき、下部の「送信する」ボタンを押したら完了です。ご協力よろしくお願いします。

あなたの年齢を教えてください。

10代以下 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上

あなたの職業を教えてください。

あなたのお住まいを教えてください。

都道府県を選択 市町村を選択 小学校区（必須ではありません）

球磨川水系河川整備計画（原案）に対するご意見を、ご自由にご記入下さい。

パンフレットか整備計画原案のどちらに対するご意見か選択していただき、該当箇所をプルダウンから選択してください。

意見箇所（その1）

1. パンフレット 2. 整備計画原案

1. パンフレットに対するご意見

2. 整備計画原案に対するご意見

【記載項目】

- ・ 年齢
- ・ 職業
- ・ 住所
- ・ 整備計画に対する意見

関係住民の意見を反映させるために必要な措置について

②公聴会の開催による意見聴取

- 意見聴取対象 : 「球磨川水系河川整備計画(原案)」
- 開催期間 : 球磨川水系河川整備計画(原案)公表後、意見聴取期間中に開催
- 開催場所 : 12箇所(球磨川流域12市町村で各1回)
- 公聴会参加者 : 公述人(意見発表者)及び参加者は、事前申込を行う。
※公述人は、事前に意見を提出してもらう。
- 実施方法(進め方) : 公聴会は、事前に公表している河川整備計画(原案)に対する公述者を予め選定し意見を述べていただく場であるが、河川整備計画の内容について理解を深めることを目的とし、会場内で河川整備計画(原案)内容の説明動画の上映を行う。

【実施方法(進め方)】

—————<公聴会の開催前>—————

- ・「河川整備計画(原案)」の内容説明〔動画上映〕

—————<公聴会開催>—————

- ・公述人の意見発表 約90分

※公聴会としては1時間30分程度を想定。
会場は公聴会開始前から開場し、動画の上映を予定。

【公聴会会場(案)】

	場 所	開催日時(予定)
八代市	桜十字ホールやつしろ 大会議室A・B	○月○日(○) ○時~○時
人吉市	人吉スポーツパレス 小アリーナ	○月○日(○) ○時~○時
芦北町	芦北町総合コミュニティセンター	○月○日(○) ○時~○時
錦町	錦町役場 3階会議室	○月○日(○) ○時~○時
あさぎり町	せきれい館	○月○日(○) ○時~○時
多良木町	多目的研修センター 2階会議室	○月○日(○) ○時~○時
湯前町	湯前町役場 洋会議室	○月○日(○) ○時~○時
水上村	岩野公民館	○月○日(○) ○時~○時
相良村	相良村総合体育館 1階研修室	○月○日(○) ○時~○時
五木村	五木東小学校	○月○日(○) ○時~○時
山江村	山江村農村環境改善センター 2階大会議室	○月○日(○) ○時~○時
球磨村	球磨中学校体育館	○月○日(○) ○時~○時

関係住民の意見を反映させるために必要な措置について

②公聴会の開催による意見聴取

■ ホームページに設置する意見募集コーナーでの公述人募集（案）（八代河川国道事務所HPでの募集イメージ）

【ホームページのイメージ】

【公述人申し込みフォームのイメージ】

九州地方整備局 八代河川国道事務所
Yatsushiro River and National Highway Office

文字サイズ 小 **中** 大 [サイトマップ](#)

🔍 サイト内検索

□ 球磨川水系河川整備計画（原案）に対する意見を募集します。

[球磨川水系河川整備計画（原案）](#)

[球磨川水系河川整備計画（原案）パンフレット](#)

<p>～公聴会公述人募集～</p> <p>公聴会での公述人を希望される方はこちら</p> <p>【公聴会会場】 (〇〇市) 場所：〇〇公民館 日時：〇月〇日〇時～</p> <p>(〇〇町) 場所：〇〇公民館 日時：〇月〇日〇時～</p>	<p>～河川整備計画への意見募集～</p> <p>河川整備計画（原案）に対する意見はこちら</p> <p>【閲覧場所】 (〇〇市) 〇〇事務所、〇〇市役所 (〇〇町) 〇〇町役場、〇〇公民館</p>
---	--

公聴会の開催等関係住民の意見聴取

九州地方整備局では、「球磨川水系河川整備計画（原案）」を作成し、河川法第16条の2第4項に基づき、球磨川流域市町村（八代市、人吉市、葦北郡芦北町、球磨郡水上村・湯前町・多良木町・あさぎり町・錦町・球磨村・五木村・相良村・山江村）に在住する関係住民の皆様からご意見をお聞きするために、12会場において公聴会を公開で開催することとしましたので、ご意見を発表いただける方（以下、公述人という。）を募集します。
なお、九州地方整備局は、お聴きしたご意見を十分に検討したうえで、「球磨川水系河川整備計画（案）」を作成します。

令和4年5月〇日（金）18：00まで、ご意見を受け付けております。

- 意見募集の対象 球磨川水系河川整備計画（原案）
- 公述人対象者 球磨川流域12市町村（八代市、人吉市、葦北郡芦北町、球磨郡水上村・湯前町・多良木町・あさぎり町・錦町・球磨村・五木村・相良村・山江村）に在住の方
- 後述人募集期間 令和4年4月〇日（〇）～ 令和4年5月〇日（金）18:00必着
- 応募方法 以下の入力フォームにご意見等ご記入いただき、下記の「送信する」ボタンを押したら完了です。

氏名（必須） ふりがな

住所（必須） 電話番号（必須）

発表希望会場（必須）
第1希望会場 第2希望会場 第3希望会場

年齢
〇20歳未満 〇20代 〇30代 〇40代 〇50代 〇60歳以上

球磨川水系河川整備計画（原案）に対するご意見を、ご自由にご記入下さい。

意見箇所

ご意見（400文字以内で記入してください。）

【記載項目】

- ・ 氏名 ・ 住所 ・ 年齢
- ・ 発表希望会場
- ・ 意見の概要